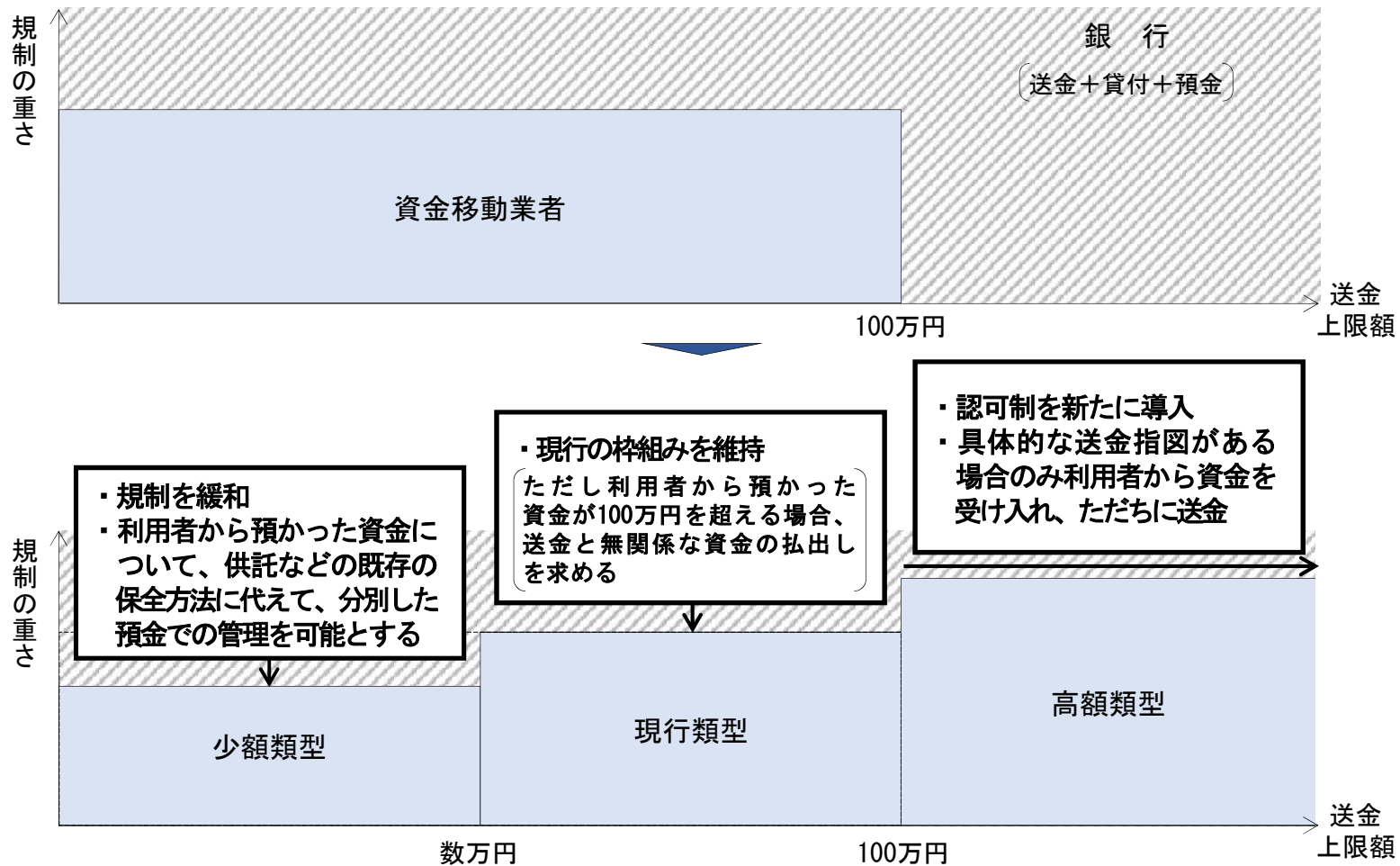


- キャッシュレス時代の利用者ニーズに応え、利便性が高く安心・安全な送金サービスを実現するため、資金移動業について、送金額に応じた柔軟かつ過不足のない規制を整備。
- 具体的には、①高額の送金を取り扱うことができる類型を新たに設け、②少額の送金のみ取り扱う類型について一定の規制を緩和。



※ このほか、実質的に個人間送金を行うサービス（割り勘アプリ）が資金移動業の規制対象となることを明確化する等、所要の規制を整備。

第8回決済高度化官民推進会議 事務局説明資料【金融サービス仲介法制】

○ 情報通信技術の進展により、オンラインで円滑に金融サービスを提供することが可能となる中、多様な金融サービスをワンストップで提供できる新しい仲介業を創設。

- ① 1つの登録を受けることで、銀行・証券・保険全ての分野での仲介を可能に（シングル・ライセンス）
- ② 現行の代理店のように特定の金融機関への所属を求めず、複数の金融機関の商品・サービスの比較が容易に

